

## 愛知地方最低賃金審議会第 2 回検討小委員会 議事要旨

日 時 令和 4 年 7 月 26 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 00 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階北大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 4 名

(労働者代表委員) 3 名

(使用者代表委員) 3 名

( 事 務 局 ) 7 名

議 題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(2) その他

### 議事要旨

#### 議題(1)について

・事務局から、愛知県最低賃金引上げ状況等の推移を示す表(平成 24 年度から令和 3 年度)を基に、平成 25 年度から 27 年度までは引上げ率が前年比 2%以上であり、平成 28 年度から令和 3 年度度までは令和 2 年度を除き 3%以上の引上げ状況であること及び令和 4 年 6 月に実施した最低賃金基礎調査の結果を基に、全産業及び改正決定諮問 6 業種の未満率や影響率などについて説明が行われた。

・委員長から今回の第 2 回目は「精密機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」、「自動車(新車)小売業」の 3 業種の改正の必要性について、集中審議するとの方向性が出され、労使ともに了承の上、審議が行われた。

・労働者代表委員から、「精密機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」、「自動車(新車)小売業」、それぞれについて改正の必要性があるとの主張がなされ、

① 「精密機械器具製造業」は自動車や航空宇宙産業の部品、金属加工や組み立てなど重要な基幹産業を支えている企業が多くあるが、基幹産業が特定最賃額を引き上げている中で、5 年間引上げられていない。また、優秀な人材確保からも引上げが必要である。

② 「電気機械器具製造業」は製造品の出荷額が日本一の愛知県で第 2 位の業界であり、国内シェアは 15.2%である。労働協約ケースでの企業内最低賃金は毎年引き上がり、現在 1,008 円であることから、引上げの必要性は当然あること。

③ 「自動車(新車)小売業」は過去に輸送用機器製造業と同じ括りであったが、労使話し合いの下で分離された経緯があり、輸送用とは製販一体であるにも関わらず一方は引上げ、一方は引き上げられずでは甚だバランスを欠く。企業は支払能力があり、影響力・未満率も影響は小さいことから、改正の必要性あると考える。

との主張があった。

・使用者代表委員から、

① 「精密機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」、「自動車(新車)小売業」の3業種ともに過去から地域別最低賃金額を下回っていることから、特定最低賃金の存在意義に疑問を持たざるを得ないことから、必要性なしと判断した、

② 更に労働協約で申出され、その波及効果を全ての企業に展開するとのお考えだが、企業規模や従業員数など違いが大きく、そのまま適用するのは甚だ疑問であり難しいと考えている。その点からも必要性なしと判断している。

との主張があった。

・委員長から、改正決定の必要性ありとするには全会一致が要件であるところ、「精密機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」、「自動車(新車)小売業」の3業種については、審議を行うも労使間で意見の一致が見られないことから、特定最低賃金の改正決定の必要性はありとはされない旨整理された。第3回の検討小委員会では、「はん用機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」2業種について、審議を行うこととされた。

議題(2)について

・事務局から次回の第3回目は、8月2日(火)午後1時30分から2階北大会議室で予定しているとの説明が行われた。

(令和4年7月26日)愛知地方最低賃金審議会

第2回検討小委員会 議事要旨